

意見募集結果公表資料(個別案件用)

No.1

案件名	亀岡市空家等対策の推進に関する条例(案)	公表日	平成29年12月21日
上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。			
意見募集期間	平成29年11月10日(金曜日)～ 平成29年12月8日(金曜日)	意見数	1件
意見の要旨		亀岡市の考え方	
他市を見ていると、空き家等の語句の整理がされている。 そのまま整理せずに行くと、どんな空き家でも対象になる可能性が含まれると考える。 全く所有者が分からず、倒壊の危険性が高い空き家を対象としていると思われることから、条例の空き家とは、どのようなものを対象とするのか整理する必要がある。		条例における「空家等」の定義は、条例第2条第2項により、空家等対策の推進に関する特別措置法において使用する用語の例によると規定されており、対象となる空家等は特定されているものと考えています。	
強制的に立ち入り調査、過料など明記されているが、する前に告示行為がいるのでは。条例に整理する必要はないのでしょうか。		立入調査や過料については、事前に所有者等に対して文書による通知をするため、告示行為は必要ありません。	

意見の要旨	亀岡市の考え方

意見募集結果公表資料(個別案件用)

No.2

案件名	亀岡市空家等対策計画(案)	公表日	平成29年12月21日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	平成29年11月10日(金曜日)～ 平成29年12月8日(金曜日)	意見数	1件
意見の要旨		亀岡市の考え方	
<p>空家等の名称なのに、対象は一戸建て住宅のみのため、名称を等を除く方がいいのではないのでしょうか。</p> <p>空家等にしてしまうと、一般的に一軒家以外も想定してしまいます。</p> <p>危険性のある建物が住宅地に出てきた場合、ちなみに住居以外に納屋や工場とか、倉庫とか、対象外ですか？</p> <p>条例と計画との整合性がよく分からない。担当課の意図もあるので難しいですね。</p>		<p>「空家等」の定義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年127号。以下「法」という。)第2条第1項の規定により、「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう、と定義されています。この「等」は、空き家の敷地内にあるものすべてという意味で使用していますので、等を除くことはできません。</p> <p>また、住宅・土地統計調査で分類されている空家や市民から相談がある空家も一戸建て及び併用住宅が多いため、亀岡市空家等対策計画において対象とする空家等では、一戸建ての住宅及び併用住宅を対象としております。</p> <p>なお、亀岡市空家等対策計画については5年ごとに見直しを行い、その都度対象となる空家等の現状が変われば、計画の内容を変更していく予定です。</p>	

意見の要旨	亀岡市の考え方